

## [第2号議案] 会費に関する規程の一部改定について

### 変更部分

現 行	改 定 後
<p>(会費の使途)</p> <p>第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の<u>50%程度を当該年度の会組織の充実を図る事業、全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業、管理費に使用する。</u></p>	<p>(会費の使途)</p> <p>第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の<u>20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は平成24年4月1日より適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は平成24年4月1日より適用する。</p> <p>平成26年4月1日 一部改定する。</p>